

# ふるさと教育における地域的個性

1180426 小林航也

高知工科大学マネジメント学部

## 1. 概要

本研究では、全国的に画一的な教育が行われていると言われる日本において、各地方自治体がどの程度、地域ごとの特徴を出しているのかについて考察する。各地方自治体が教育内容について一番特徴を出しやすいと思われるふるさと教育を例に検証する。ふるさと教育ですら画一的な教育が行われているとの結果が得られた。

## 2. 目的・背景

本研究の目的は、教育において都道府県ごとに個性をどの程度出せるのかを明らかにすることにある。

現在、日本の教育は全国的に画一的な教育が行われていると言える。例えば、文部科学省が学習指導要領を定めて各地方自治体に通達し、各学校が学習指導要領を基にカリキュラムを組んでいる。一方で世界に目を向けると、アメリカなど多くの国々は各地方自治体が大きな権限を持っている。代表的なものとして、学校制度があげられる。日本の場合は高等学校までの12年間は全国どの地域でも6・3・3制である。一方で、アメリカの場合、8・4制や5・3・4制などがあり、州によってその制度は異なっている<sup>1)</sup>。

また、伊藤ら(2015)は、グループ学習の重視や運動会の徒競走の有無などの隠れたカリキュラムの違いが、生徒のその後の社会的な選好の形成に与える影響について実証分析を行った。その結果、特に参加・協力学習を経験した者は、利他性と互惠性が高くなり、他人への協力を好むということが示された。このことから本研究では教育内容だけでなく、教育方法にも焦点を当てることにした。

## 3. 意義・位置づけ

本研究の学術的重要性は、現在行われているふるさと教育を全国規模で比較し、調査・分析した研究を行っていることである。筆者が調べた限りでは、表3-1のとおり、ふるさと

と教育(当時は郷土教育と呼ばれていた)が盛んに行われていた昭和初期～1950年代の研究は多数ある。1つの地域に着目している研究は、板橋(2013)や白井(2013)がある。板橋(2013)は、滋賀県島小学校を事例とした戦時農村における郷土教育実践の変質過程を考察している。白井(2013)は、1950年代前半における戦後の郷土教育運動の地域的展開について、岡山県・月の輪古墳発掘運動中の教育実践について分析している。また、複数の地域または全国を調査した研究には、須永(2015)がある。須永(2015)は、1950年代社会科における郷土教育論争を再考している。

	昭和初期～1950年代	現在
1つの地域	板橋(2013) 白井(2013)	篠原(2012)
複数の地域 または全国	須永(2015)	本研究

表3-1 本研究の位置づけ 筆者作成

さらに、現在行われているふるさと教育を対象とし、1つの地域に着目した研究として篠原(2012)がある。篠原(2012)は、岐阜県高山市立朝日小学校及び朝日学区を事例として、郷土教育導入の方法と課題について考察している。

少数の自治体の現状を丹念に調査することは重要である。しかし、その地域で見出されたことの一般性の程度を知るためには、複数または全国の比較が必要である。本研究では、現在行われているふるさと教育について、すべての都道府県を調査・分析する。各都道府県の情報は少なくなるが、全国的な傾向を把握できることに意義がある。

また、本研究の社会的重要性は、日本の教育が自分の故郷に少しでも愛着を抱かせるためにどのようなことができるのかを考える手がかりを提供することである。さらに、どこ

1) そもそも各州が一定程度独立しているため、教育以外の面においても各地方自治体が大きな権限を持っている。グローバル化が進んでいる現状もあってか、日本でも各地方自治体の権限を大きくしようとする動きがみられる。

まで日本の教育が画一的であるかが分かる。本研究でふるさと教育を取り上げた理由は、全教育課程の中で、一番画一的ではなさそうであると予想したからである。すなわち、ふるさと教育ですら全国的に同じようなことを行っているのであれば、国語や英語などの科目は画一的な教育が行われていると言えるのではないかと考えたためである。

#### 4. 研究方法

各都道府県の教育委員会のホームページを確認し、教師が生徒に対してどのような内容をどのような方法で教えているのかを調査する。なお、ホームページには公立の小中学校での取り組み状況が掲載されている。ホームページで研究することの弱みは、ホームページをいつ誰がどれくらいの頻度で更新しているのかが分からないという点である。そのため、ホームページの作成者に依存していることに留意する必要がある。しかし、インターネットの普及により、情報発信・受信をするツールとしてホームページによる検索は主要になり、有効な手段である。

なお、今回の調査は先ほど述べたように各都道府県の教育委員会のホームページを確認して行っている（期間は2017年12月～2018年1月）。そのため、この結果が必ずしも全てを網羅しているわけではない。

#### 5. ふるさと教育の位置づけ

ふるさと教育は、グローバル化が進んでいる現代において重要である。なぜなら、自国の文化を知り、その上で他国の文化などを知ることでその地域ごとの特徴を比較しやすいからである。また、自分の生まれ育った地域の伝統や文化を衰退させないように後世に伝えていく必要があるからである。

ふるさと教育の根拠となる法律などを見ていく。まず、一番元となっている法律である教育基本法では、第2条（教育の目標）第5項でふるさと教育の目標が記載されている。

「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と定められている。

2つ目に、教育基本法の下位法である学校教育法第21条第3項で具体的に記されている。「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とされている。

上記の法律などを基に作成された、現場の教員が最も参考にする文部科学省が定める学習指導要領がある。学習指導要領とは、全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育が受けられるようにするための基準である。学習指導要領では小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の大まかな教育内容が定められている。小学校学習指導要領第5章総合的な学習の時間（5）には、「学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動を行うこと。」と書かれている。

最後にもう一つ文部科学省が出している「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」という資料を見ていく。表5-1より、高等学校段階では、生徒が主体的に学ぶことが重視されている。なぜなら、教育内容は生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題となっており、生徒に依存してしまうからである。教員がどの程度、特徴的な授業を展開しているかを調査するため、本研究においては、表5-1の上段部分の義務教育段階ではどのような内容をどのような方法で教えているのかを調査する。これらの法律などを見ても、国が教師に対して方法や内容について詳細まで言及していないと捉えることができる。

	学習課題		学習対象	学習事項
小学校	地域や学校の特色に応じた課題	伝統文化	地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の伝統や文化の持つ特徴</li> <li>地域の伝統や文化の継承に力を注ぐ人々の思い</li> <li>地域の一員として、伝統や文化を守り、受け継ごうとする活動や取り組み</li> </ul>
中学校				<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の伝統や文化の持つ特徴</li> <li>地域の伝統や文化の継承に力を注ぐ人々や社会の仕組み</li> <li>地域の一員として、伝統や文化をよりよく継承し発展させていこうとする取り組み</li> </ul>
高等学校	生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題	郷土	郷土の自然や風土、歴史と文学	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土の自然や風土の特徴と歴史的背景</li> <li>郷土にまつわる文学作品や芸術作品の魅力</li> <li>郷土への愛着と自然や風土を守ろうとする人々の取り組み</li> </ul>

表 5-1 学習課題・学習対象・学習事項の例

※「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学生編）」「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（中学生編）」「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（高等学校編）」より作成

## 6. 調査結果・考察

本節ではふるさと教育の方法と内容に分けて分析していく。

### (1) 教育方法について

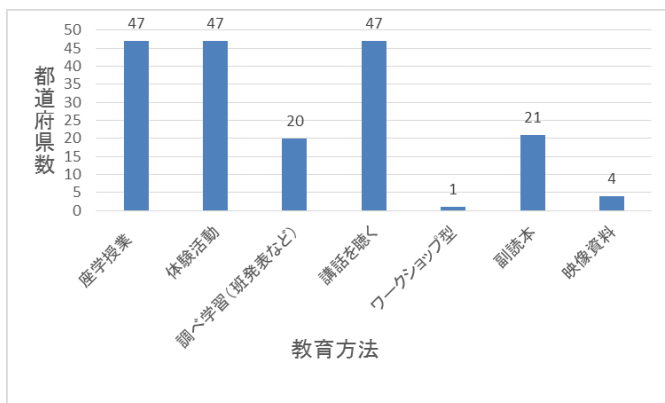


図 6-1 各都道府県がどのような方法を採用しているか (全体数) 筆者作成  
注) ワークショップ型授業とは、自由感のある「活動」を通して学ぶことで、関心・意欲・態度を基礎とした主体的な学びのこと。  
自由感のある「活動」とは、遊び・ゲーム的な要素(クイズなど)や表現・政策的な要素(ロールプレイなど)、対話・話し合い的な要素(ディベートなど)のことである。

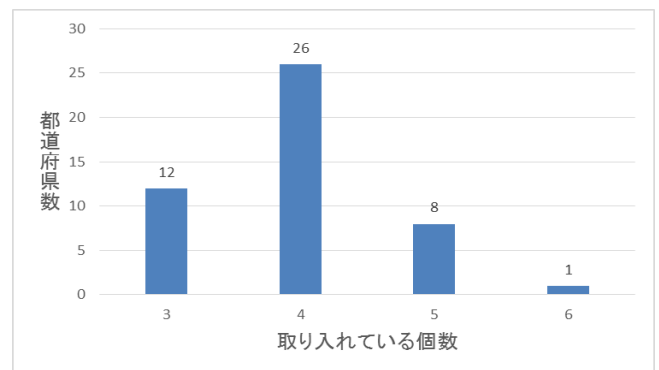


図 6-2 各都道府県が行っている教育方法の総数 筆者作成

図 6-1 は、教育の各方法をいくつの都道府県が採用しているのかを表している。図 6-2 は、図 6-1 にある 7 つの項目の中でいくつ取り入れているのか、その県数を表している。

図 6-1 より、「座学授業」、「体験活動」、「講話を聴く」の 3 つの項目は全ての都道府県で行われている。ふるさと教育の性質上、子どもたちに身近に感じてもらう必要がある。そのため、座学授業を行い、知識を教授した後に体験活動を行ったり外部講師の方の講話を聴いたりして、記憶をより強固なものにするという一連の流れが見て取れた。これら 3 つだけを採用している都道府県は図 6-2 より 12 である。図 6-1

の中の7つの項目のうち、4つを行っている都道府県は26ある。4つ取り入れている都道府県は前述の3つをおさえた上で、残り1つを選択している。その中の23は、「調べ学習」または都道府県か各地方自治体が作成した「副読本」を用いて学習を行っている。

特徴のある都道府県として、秋田県が唯一「ワークショップ型授業」を取り入れている。新潟県が唯一、図6-1の7つの項目のうち6つを取り入れている。とはいえ、全体的に見ると教育方法については全国的に同じようなものを取り入れているとみなすことができる。

以上より、少なくともふるさと教育では、ほとんどの都道府県で隠れたカリキュラムが採用されておらず、伊藤(2015)らが示した、その後の社会的な選好の形成に与える影響はほとんどないと考えてよいだろう。

## (2) 教育内容について

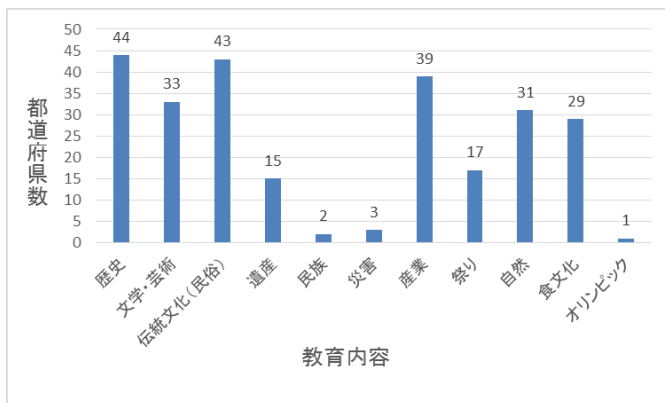


図6-3 各都道府県がどのような内容を取り入れているか (全体数) 筆者作成

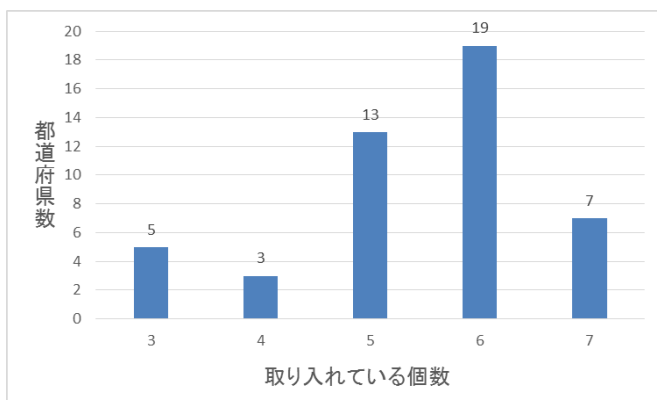


図6-4 各都道府県が行っている教育内容の総数 筆者作成

図6-3は、教育の各内容をいくつの都道府県が採用してい

るのかを表している。図6-4は、図6-3にある11の項目の中でいくつ取り入れているのか、その県数を表している。

図6-3より、「歴史」、「伝統文化」の2つの項目で9割を超え、「産業」で8割を超えた。これら3つの項目は都道府県ごとに比較的特徴が出やすい項目であると考えられる。次いで、「文学・芸術」、「自然」、「食文化」においても半数以上の都道府県が行っていることが分かった。これも先ほどの理由と同様に都道府県ごとに特徴があるからである。また、上記の項目は授業として取り入れやすいとみなすことができる。なぜならば、他の科目と連携して授業を行いやすい項目であると考えられるからである。図6-4より、5つまたは6つの項目を行っている都道府県数は32を数え、7割近くを占める。

教育方法と同様に、特徴的な教育内容の都道府県があったのでいくつか紹介する。北海道では、先住民族であるアイヌ民族に関する教育にとっても力を入れている。岩手県や新潟県は過去に大きな震災を経験している。そのため、その経験を風化させないようにふるさと教育の一環として震災を扱っている。また、東京都では1964年に開催された東京オリンピックについての教育を行っている。しかし、これらの都道府県はごく少数である。

(1)(2)より、特徴的な教育を行っている都道府県もあるが、基本的には教育方法と教育内容のいずれも全国的に同じようなことをしているとみなすことができる。結果として、ふるさと教育ですら画一的な教育が行われていると考えられる。

## 7. これからの課題

本研究では、繰り返しになるが、用いた資料は各都道府県教育委員会のホームページに限られるため、すべてを網羅しているわけではない。今後は、各県内を地域に分類し、その中で無作為に学校を抽出し、聞き取り調査を行えばより正確性が増すのではないかと考える。また、主に公立学校に着目して調査を行ったため、私立学校ではどのようなふるさと教育が行われているのかが明らかになっていない。私立学校を調査する意義は、公立学校と比較して県外などの遠方から進学する子どもたちが多いため、公立学校とは違う、特徴のあるふるさと教育を行っている可能性があるためである。こ

れらが、これからの課題であろう。

## 参考文献

- 〈各都道府県教育委員会ホームページ〉
- 北海道教育委員会 (2017.12)  
[www.dokyo.jp](http://www.dokyo.jp)
- 青森県庁ウェブサイト (2017.12) [www.pref.aomori.lg.jp](http://www.pref.aomori.lg.jp)
- 岩手県教育委員会 (2017.12)  
<http://www.pref.iwate.jp/soshiki/kyoiku/>
- 秋田県教育委員会 (2017.12)  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/kyoiku>
- 山形県教育委員会 (2017.12)  
<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/iinkai/>
- 宮城県教育委員会 (2017.12)  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyoiku/>
- 福島県教育委員会 (2017.12) <http://www.pref.fks.ed.jp/>
- 茨城県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/>
- 栃木県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kyoiku/kyoikugyousei/kyouikuinkai/>
- 群馬県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.gunma.jp/03/x0110001.html>
- 埼玉県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/kyoiku/>
- 千葉県教育委員会 (2018.1)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyoiku/>
- 東京都教育委員会 (2018.1)  
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>
- 神奈川県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6556/>
- 新潟県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoiku/>
- 富山県教育委員会 (2018.1)  
[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/30/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/30/)
- 石川県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/>
- 福井県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.fukui.lg.jp/kyoiku/education/cat2001/index.html>
- 山梨県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.yamanashi.jp/kyoiku/top.html>
- 長野県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/>
- 岐阜県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/kyoiku-iinkai/>
- 静岡県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kyoiku/>
- 愛知県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/>
- 三重県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/>
- 滋賀県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/>
- 京都府教育委員会 (2018.1)  
<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/>
- 大阪府教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/>
- 兵庫県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/>
- 奈良県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.nara.jp/kyoiku/>
- 和歌山県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/>
- 鳥取県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/kyoiku/>
- 島根県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>
- 岡山県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.okayama.jp/life/>
- 広島県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyoiku/>
- 山口県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50100/y-edu/y-edu-top.html>
- 徳島県教育委員会 (2018.1)  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kyoiku>

- ku  
香川県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/>  
愛媛県生涯学習センター (2018.1)  
<http://www.i-manabi.jp/>  
高知県庁ホームページ (2018.1)  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/>  
福岡県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/2100000.html>  
佐賀県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.saga.lg.jp/kyoiku/default.html>  
長崎県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.nagasaki.jp/department/edu/>  
熊本県教育委員会 (2018.1) <http://kyoiku.higo.ed.jp/>  
大分県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>  
宮崎県教育委員会 (2018.1)  
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kurashi/kyoiku/inkai/index.html>  
鹿児島県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/>  
沖縄県教育委員会 (2018.1)  
<http://www.pref.okinawa.jp/edu/>
- 〈文部科学省ホームページ〉  
学習指導要領とは何か? : 文部科学省 (2018.1)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm)  
教育基本法 : 文部科学省 (2018.1)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/06042712/003.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/06042712/003.htm)  
学校教育法 : 文部科学省 (2018.1)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317990.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317990.htm)  
今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編) : 文部科学省 (2018.1)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/sougou/1300434.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sougou/1300434.htm)
- 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編) : 文部科学省 (2018.1)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/sougou/1300534.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sougou/1300534.htm)  
今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (高等学校編) : 文部科学省 (2018.1)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/sougou/1338359.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sougou/1338359.htm)
- 〈先行研究〉  
板橋孝幸 (2013) 「戦時期農村における郷土教育実践の変質—滋賀県島小学校を事例として—」『奈良教育大学教育実践開発研究センター研究紀要』第 22 号抜刷 (2018.1)  
<http://www.nara-edu.ac.jp/CERT/bulletin2013/CERD2013-R09.pdf>  
伊藤高弘、窪田康平、大竹文雄 (2015) 「隠れたカリキュラムと社会的選好」『RIETI Discussion Paper Series14-E-024』(2017.12)  
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/14e024.html>  
篠原清昭 (2012) 「農山村小規模校における特色ある学校づくり—郷土教育の方法と課題—」『岐阜大学教師教育研究』51~71 頁 (2018.2)  
[http://www.ed.gifu-u.ac.jp/~kyoiku/info/kyosi/pdf/8\\_07.pdf](http://www.ed.gifu-u.ac.jp/~kyoiku/info/kyosi/pdf/8_07.pdf)  
白井克尚 (2013) 「1950 年代前半における戦後の郷土教育運動の地域的展開—岡山県・月の輪古墳発掘運動の中の教育実践に着目して—」『兵庫教育大学教育実践学論集』第 15 号 : 67~78 頁 (2018.2)  
<http://repository.hyogo-u.ac.jp/dspace/bitstream/10132/15358/1/AA114330270150006.pdf>  
須永哲思 (2015) 「1950 年代社会科における「郷土教育論争」再考—資本を軸とした生活の構造連関把握の可能性—」『教育学研究』第 82 巻第 3 号 : 27~38 頁 (2018.2)  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kyoiku/82/3/82\\_415/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kyoiku/82/3/82_415/_pdf/-char/ja)
- 〈その他〉  
ひむか学—教育ネットひむか (2018.1)  
<http://www.miyazaki-c.ed.jp/himukagaku/>

ワークショップ型授業を取り入れたふるさと学習－大館市  
(2017.12)

<http://www.city.odate.akita.jp/dcity/kyokenkyu/files/H26ken-P23.pdf>

学校と地域で作る学びの未来 (2018.1) <http://manabi-mirai.mext.go.jp/exam/detail/kyushu.html>

地域の伝統的な食文化等の保護・継承に関する取組事例集－  
農林水産省平成 29 年 3 月 (2018.1)

<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/culture/attach/pdf/index-16.pdf>

移住先は教育で選ぶ～全国のユニークな教育～ (2018.1)

<https://www.iju-join.jp/feature/file/012/data-education.pdf>